

条例第8号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月4日

宇和島市長

岡原文彰

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 第4条、<u>第4条の2</u>及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 第4条_____及び第14条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。